

政法第4085号
答申第475号
平成29年3月22日

千葉県病院局長
矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年2月18日付け精医セ第463号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第567号

平成27年1月12日付けで異議申立人から提起された、平成26年11月13日付け精医セ第295号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）は、平成26年11月13日付け精医セ第295号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年10月12日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「ECT、ES、電気ショック療法、電気けいれん療法についての情報全て。なお、全部開示以外の決定でも全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て請求対象に含めます。そして、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類および保存期間に関する分類の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」

3 特定した対象文書

実施機関は、「固定資産台帳」（以下「本件文書1」という。）、「支出回議書」（以下「本件文書2」という。）、「契約書類」（以下「本件文書3」という。）及び「機種選定審査会提出書類」（以下「本件文書4」といい、本件文書1から4を併せて「本件文書」という。）を対象行政文書として特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年1月12日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、請求した情報を全部開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

情報の探索が不十分であるか、または、情報公開の適用除外と判断することが違法である。そして、非開示部分は条例第8条第2号にも第3号にもともに該当しない。

3 意見書の要旨

- (1) 残虐極まりない電気ショックという治療法の開発に関する経緯を知ることが、精神保健福祉法の規定に基づく強制的な加療を監視するうえでも肝要であり、公益にも資する。
- (2) 千葉県精神科医療センター（以下「センター」という。）は、精神科救急を日本全国に先駆けて確立すべく開設された精神科病院であり、現在は千葉県全体の精神科救急の基幹病院である。本件請求の対象情報は、国内外で過去から現在に至るまで医療倫理上で大変な問題となっている電気けいれん療法について我が国における精神科救急の模範的役割を果たしている精神科病院における情報そのものである。
- (3) 開示になった文書の数量からしても、本件の開示文書のみで対象行政文書が尽くされているとは考え難い。

医療機器の多くは、本体に注意書きや型番等のシールのような文書が貼ってある。また、実施機関職員が医療機器にマジック等で直接に文字等を書き込むこともある。これらの文書も開示請求の対象に含める旨を実施機関担当者に電話で具体的に明示して伝達している。さらに、現に実施機関が保有している機器そのもの（以下「本件機器」という。）の写真を対象行政文書に含めるべきである。他県の自治体病院では、情報公開条例に基づく開示請求に対して医療機器の写真を新たに撮影して全部開示した場合もある。したがって、実施機関は、本件機器の外観・表象を写真として開示すべきである。

- (4) 本件対象文書に含まれている本件機器の販売業者（以下「本件法人」という。）が作成した「御見積書」における印影は、千葉県と本件機器を独占的に販売する業者との契約のための責任者2名の印影であるが、実施機関はこれを不開示とした。

条例第8条第2号が保護しようとしている情報は、個人の氏名・職に関する

情報のうち、それを公開すれば私生活に不当な影響が予想される場合や個人の経歴評価について虚像を生み出すなどの場合を想定している。本件機器を売買する契約に対応した者が誰であるかという情報は、電気けいれん療法の医療機器を独占販売している業者の責任者あるいはそれに準じる者としてその職責をもって対応しているのであり、上記おそれは認められない。したがって、責任者2名の印影は開示すべきである。

(5) 本件法人は、他県の自治体病院に対しても電気けいれん療法の医療機器を販売している。他県の自治体病院では、情報公開条例に基づく開示請求に対して本件法人の代表者の印影を開示したことがあるが、実際に本件法人の権利利益は害されてはいない。したがって、法人代表者印の印影は条例第8条第3号に該当しない。

(6) 過去に千葉県で不正経理が発覚した際、センターは1,200万円にのぼる使途不明金があった。購入先の業者が実在しても金融機関が実在するか否かまで確認しなければ、過去の不正経理の再発を防止できない。また、他県の自治体病院では、情報公開条例に基づく開示請求に対して金融機関名、預金種別、口座番号まで開示したことがあるが、実施機関の表明するおそれは現実のものとなっていない。したがって、本件法人の取引先の金融機関名等は、条例第8条第3号に該当しない。たとえ同条号に該当しても、強制的に電気けいれん療法を実施される精神障害者の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であることから、開示を定めた同条ただし書きに該当する。

(7) 千葉県情報公開条例解釈運用基準（以下「解釈基準」という。）では、電磁的記録として保有されている行政文書を開示する媒体がCD-R等の光ディスクではなくフロッピーディスク等とされたままであること及び紙媒体で保有されている行政文書をPDF化したうえで光ディスクとして開示する方法が開示実施の選択肢に含まれておらず、時代の変化に対応できていない。

また、解釈基準では、個人のプライバシーの概念が法的にも社会通念上も未だ明確になっていない状況の下で、個人の権利利益を厳格に保護するため、個人識別型を採用しているとしている。しかし、解釈基準が制定された平成13年以後、関連法が整備され判例も蓄積されたうえで、社会通念上も緩やかなまとまりを示してきた。したがって、個人の正当な権利利益を害するおそれがない場合にまでも、特定の個人を識別できる情報を一律に不開示とすることは不当である。そして、解釈基準は改正すべきである。

(8) 実施機関は、理由説明書の「5 異議申立ての理由について」(2)において、

異議申立人が情報の探索が不十分であると主張したことに對しては反論しているが、対象情報が情報公開の適用除外と判断されたことが不当ないし違法であると主張したことに對しては反論がない。異議申立人の主張を認めて本件機器へのシール等や本件機器の外観写真等を開示対象に含めるわけでない限り、実施機関は適用除外の判断を示したのであるから、それについての弁明を異議申立人にも説明すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件文書3のうち、本件法人から提出のあった見積書には本件法人担当者の個人印が押印されている。当該情報は個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第8条第2号に該当する情報である。

(2) 条例第8条第3号該当性について

ア 登録印鑑の印影は、実施機関に該当書類を提出してきた本件法人の法人代表者印の印影である。当該情報は、本件法人が真意に基づいて作成した、真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、特別な管理をしているものと推認され、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である。そして、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではない。

イ 本件法人の取引先の金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座情報」という。）も、上記アと同じく、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である。そして、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではない。

2 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、個人の印影、登録印鑑の印影及び本件口座情報は、条例第8条第2号、第3号にも該当しない旨を主張している。

しかし、開示に係る行政文書に記録された情報が、不開示情報に該当するかどうかの千葉県における判断は解釈基準第8条各号の【趣旨】及び【解釈及び運用】に照らし、個別具体的に行うものであり、この判断の個別具体的な理由

については、上記1で説明したとおりである。

(2) 異議申立人は、実施機関が特定した行政文書以外にも対象文書が存在していて、情報の探索が不十分であると主張する。

しかし、実施機関には特定した文書以外に関連文書は存在せず、不開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定について

ア 実施機関は理由説明書において、上記第4のとおり本件決定の不開示理由について説明するが、当審査会が本件決定に係る部分開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）を見分したところ、「開示しない理由」欄に「千葉県情報公開条例第8条第2号・3号該当」とのみ記載しており、条例第8条第2号及び第3号に該当する具体的な理由が記載されていないことが確認された。

イ 実施機関が開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しない場合には、条例第12条第3項の規定により、実施機関は開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しない理由を書面に記載することが義務付けられている。

これは、不開示理由の有無について実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるために設けられているものである。

理由の提示は、開示しないこととする根拠条項及び当該条項を適用する理由が、原則として当該決定を通知する書面の記載から知りうるものでなければならぬところ、本件通知書では、上記アのとおり、根拠条項のみを記載しており、開示請求者において、具体的な不開示の理由をその適用の基礎となった事実関係を踏まえて了知し得るものとなっているとはいえ、理由の記載としては十分ではないといえる。

ウ したがって、本件決定は、理由の提示に不備があることから、本件決定は取り消しを免れないものと判断する。

2 結論

上記1のとおり、本件決定は、理由の提示に不備があり、本件決定には瑕疵があるというべきであるから、実施機関は本件決定を取り消すべきである。

3 附言

本件決定は、上記のとおり理由の提示に不備があり取り消すべきであるが、異議申立書及び意見書における不服の要旨が本件決定で不開示とした部分等に及んでいることから、これらの部分について検討した結果を以下参考として述べる。

(1) 行政対象文書の特定について

異議申立人は、異議申立書において情報の探索が不十分であると主張し、意見書において本件機器の外観の写真（以下「本件写真」という。）も対象行政文書として含むべきであると主張している。

情報公開制度は行政機関の保有する情報を処理・加工して提供するものではなく、あるがままの行政運営に関する情報を提供するという趣旨であり、条例第2条第2項における「保有」とは、開示請求時に実施機関が所持している文書をいうが、当審査会が事務局職員をして調査したところ、実施機関は本件写真を所持していないことが確認された。

なお、実施機関が本件請求について開示決定等を行う際には、本件文書及び本件写真以外の対象行政文書を保有しているか否か再度探索することが望ましい。

(2) 本件決定の不開示部分について

ア 条例第8条第2号該当性について

実施機関が条例第8条第2号に該当するとして不開示とした部分は、本件文書3のうち「御見積書」に記載されている本件法人担当者の個人印の印影である。

本件法人担当者の個人印の印影は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。

したがって、条例第8条第2号本文に該当し、ただし書にも該当しないと認められ、不開示は妥当である。

イ 条例第8条第3号該当性について

実施機関が条例第8条第3号に該当するとして不開示とした部分は、本件文書2のうち「(振替兼) 支出回議書」に記載されている本件口座情報、「請求書」に記載されている本件口座情報及び法人代表者印の印影、「納品書」及び「契約書」に記載されている法人代表者印の印影並びに本件文書3のうち「御見積書」及び「課税事業者届出書」に記載されている法人代表者印の印影である。

(ア) 法人代表者印の印影について

代表取締役等法人の代表者等の印影は、当該文書が、法人の真意に基づ

いて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、当該法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の印影が偽造等されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例第8条第3号イに該当し、ただし書にも該当しないと認められ、不開示は妥当である。

(イ) 口座情報について

口座情報は、法人の内部管理に属する重要な情報であることは否定できないが、本来、このような情報の取り扱いが法人が自主的に決定すべきものであるところ、本件法人が実施機関に交付した請求書には（振替兼）支出回議書に記載された金融機関の口座情報を含めた3種類の金融機関の口座情報が記載されており、実施機関はこれらの中から取引金融機関を選択したものである。

上記請求書の記載から、本件法人は本件口座情報を内部限りにおいて管理するよりも、代金の決済の便宜を優先させ、本件口座情報が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認しているものと認められるので、このような情報の管理の実態を踏まえると、相手方が千葉県であることを理由に特別に口座情報を開示したという特段の事情は認められず、本件口座情報を開示しても当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないものと認められる。したがって、本件口座情報は条例第8条第3号イ及びロに該当せず、開示すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年2月19日	諮問書の受理
平成27年4月9日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年5月27日	異議申立人から意見書の受理
平成29年1月27日	審議
平成29年2月24日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学法政経学部准教授	部会長職務代理者

(五十音順)